

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成26年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。
今回、平成26年12月から実施する下記テーマの計画について公表します。

- **世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査**
世界文化遺産の持続的な保存・管理を進める観点から、世界文化遺産をめぐる現状や課題を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施
- **再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査**
再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査**
地下街等地下空間利用施設における利用者の安全の確保等を図る観点から、地下空間ネットワークの現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視**
災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者等の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視**
処理施設の効果的・効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、処理施設の広域化、維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査>

行政評価局内閣、総務、規制改革等担当評価監視官室

担当：畠中

電話（直通）：03-5253-5440、FAX：03-5253-5436

<再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査>

行政評価局財務、経済産業等担当評価監視官室

担当：大塚

電話（直通）：03-5253-5433、FAX：03-5253-5436

<地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査>

行政評価局復興、国土交通担当評価監視官室

担当：大弓

電話（直通）：03-5253-5455、FAX：03-5253-5457

<災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視>

行政評価局総務課地方業務室

担当：羽田

電話（直通）：03-5253-5415、FAX：03-5253-5412

<一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視>

行政評価局農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担当：九嶋

電話（直通）：03-5253-5416、FAX：03-5253-5418

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：佐々木

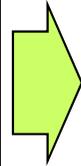
電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査

調査の背景

- 世界文化遺産は、ユネスコの「世界遺産一覧表」に登録され、人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的とされたもの
- 我が国では、平成26年6月現在、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都の文化財」など14件が登録



- 世界文化遺産に係る教育・広報活動により、住民等において、当該文化財等の重要性が改めて認識され、さらに、その適切な保存・管理の必要性について意識が共有されることが期待
- 地域活性化への貢献とともに、観光客の増加等と住民生活との調和という課題への対応も必要



- 世界文化遺産の持続的な保存・管理を進める観点から、世界文化遺産をめぐる現状や課題を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 世界文化遺産の保存・管理

- 世界文化遺産の保存・管理の仕組み
- 世界文化遺産の保存・管理の実施状況

2 世界文化遺産の活用

- 世界文化遺産に係る教育・広報活動の取組 等

主要調査対象

調査対象機関

宮内庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

調査実施時期

平成26年12月～27年9月(予定)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査

調査の背景

- 再生可能エネルギー^(注1)は重要な低炭素の国産エネルギー源であり、平成24年7月の固定価格買取制度^(注2)導入等によりその利用を促進
- エネルギー基本計画（H26.4.11閣議決定）の内容を踏まえた制度の在り方についての検討を開始

^(注1) 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

^(注2) 電力会社が電気使用者への賦課金を原資として再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度

- 発電設備の認定を受けたものの、運転開始に至っていないものあり
- 賦課金総額は平成26年度で約6,500億円の見込みと多額となっており、費用負担調整機関^(注3)における適切な管理が必要

^(注3) 電気使用者の賦課金負担を全国一律のものとするため、経済産業大臣から指定されて費用負担調整業務を実施する機関

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 発電設備の認定状況

- 発電設備の認定状況、認定の取消し・失効状況等

2 電力系統への接続状況

- 発電事業者による電力系統への接続の実態等

3 費用負担調整業務の実施状況等

- 費用負担調整機関における納付金の管理状況、交付金の支払状況等

主要調査対象

調査対象機関

経済産業省

関連調査等対象機関

事業者、関係団体等

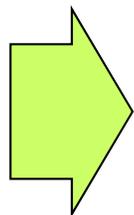
調査実施時期

平成26年12月～27年6月（予定）

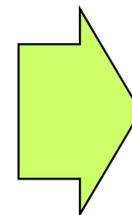
地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査

調査の背景

- 地下街は、公共地下歩道と店舗等が一体となった地下施設であり、不特定多数の者が利用する公共的な空間
- 複数の地下街、地下駅、ビル地階等が地下歩道で結ばれ、地下空間利用施設の大規模なネットワーク化が進行



- 近年、地下空間における火災や、台風、集中豪雨等による浸水被害が発生しており、これらの防止や避難確保が課題
- ネットワーク化した地下空間利用施設について、安全対策に関する複数の施設管理者間の連携が課題



- 地下街等地下空間利用施設における利用者の安全の確保等を図る観点から、地下空間ネットワークの現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 地下空間ネットワークの現状等

- 地下街等地下空間利用施設によるネットワークの形成状況等を調査

2 地下空間ネットワークにおける安全対策の実施状況

- 地下空間ネットワークの安全対策に係る施設管理者等による協議の場の設置状況、緊急時の連絡体制の整備状況、避難対策の検討・実施状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

総務省(消防庁)、国土交通省

関連調査等対象機関

市町村、事業者等

調査実施時期

平成26年12月～27年11月(予定)

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視

調査の背景

- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害が想定
- 災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生

- 各府省が策定している業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄等、執務可能な環境をあらかじめ確保することが必要
- また、大規模災害時に多数の帰宅困難者が発生した場合、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることが想定

- 災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者等の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況

- 物資の備蓄状況、備蓄物資の保管状況

2 各府省における帰宅困難者等の受入対策の実施状況

- 帰宅困難者等の受入れに関する計画等の策定状況
- 帰宅困難者等の受入れに必要な物資の備蓄状況

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施時期

平成26年12月～27年7月(予定)

一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視

調査の背景

- 人口の減少、3Rの推進に伴い、ごみ発生量は減少
- 膨大な社会資本ストックを形成している既存の処理施設は、老朽化による更新時期が到来

- 国・地方公共団体の厳しい財政状況下、既存の処理施設の効率的な更新・維持が必要
- スtockマネジメント手法を導入した取組が要請

- 処理施設の効果的・効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、処理施設の広域化、維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 一般廃棄物処理の現状・動向

- ごみ処理の現状・動向の把握・分析

2 処理施設の広域化・集約化の取組状況

- 広域化計画等の策定・実施状況、整備・更新施設の稼働状況

3 処理施設の維持管理等の実施状況

- 長寿命化計画等の策定・実施状況、国・都道府県による指導・支援の状況、施設の補修・改良、コスト縮減、維持管理の状況

主要調査対象

調査対象機関

環境省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

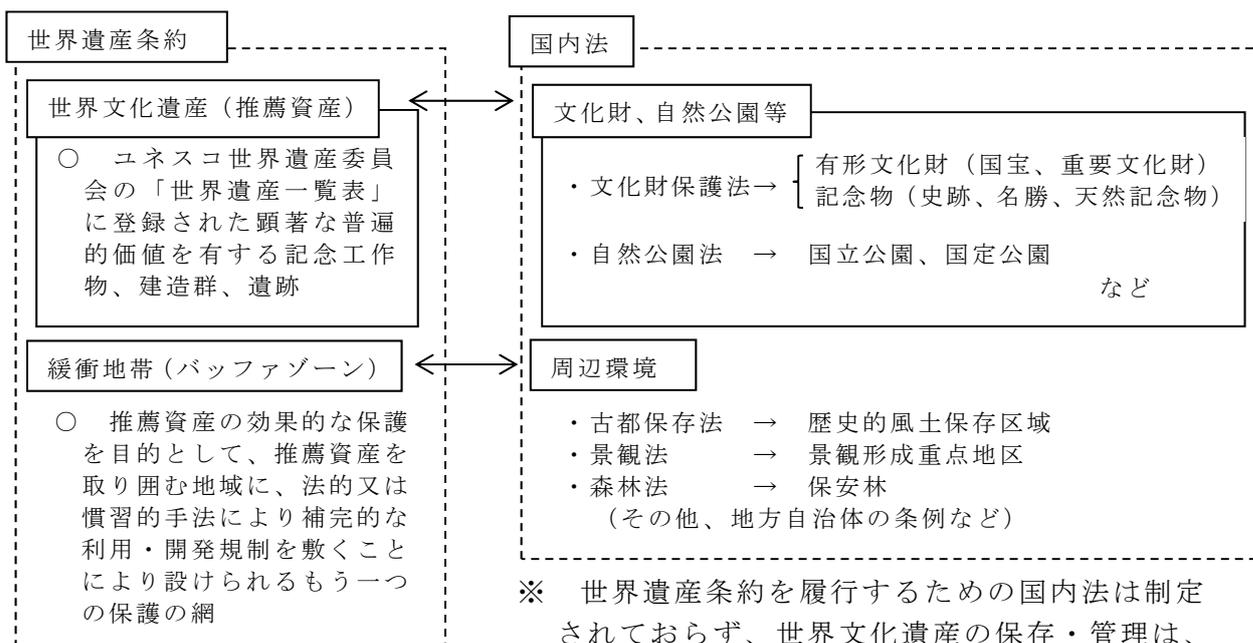
調査実施時期

平成26年12月～27年11月(予定)

参 考 資 料

- 1 世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査・・・・・・・・・・ 1
- 2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査・・ 5
- 4 災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視・・・・・・・・ 7
- 5 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○ 世界文化遺産の保護の仕組み

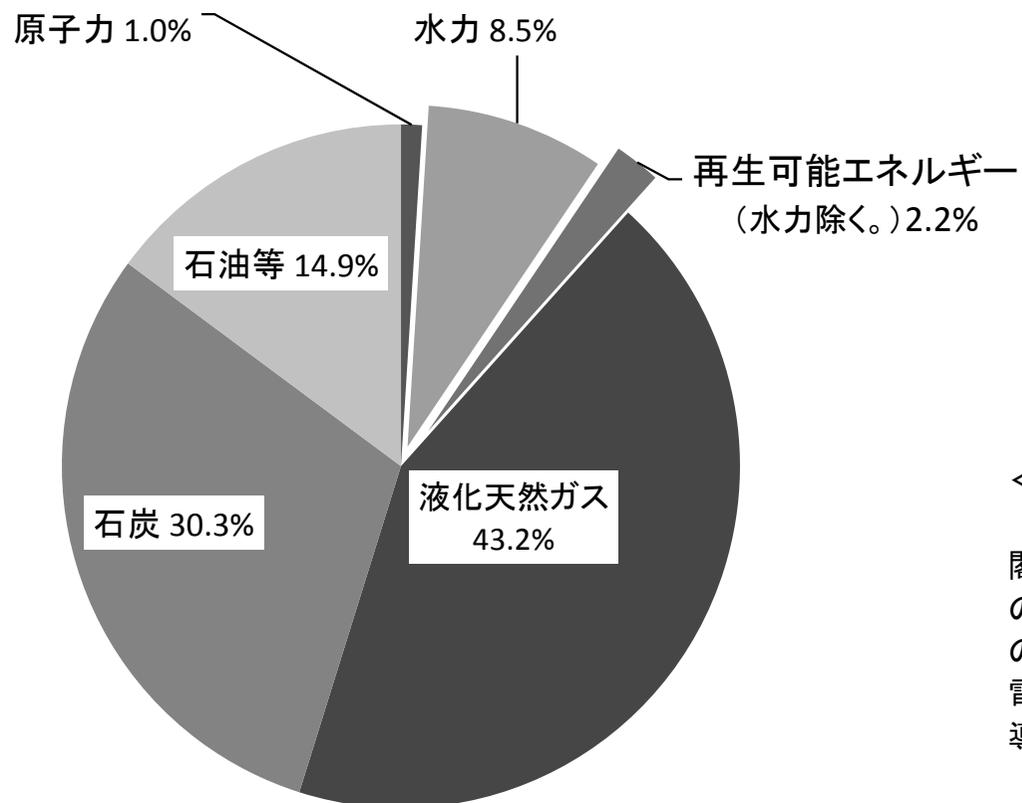


○ 日本の世界文化遺産（14件）

平成26年6月現在

名 称	所在地	登録年
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H5
姫路城	兵庫県	H5
古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	H6
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	H7
原爆ドーム	広島県	H8
厳島神社	広島県	H8
古都奈良の文化財	奈良県	H10
日光の社寺	栃木県	H11
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H12
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	H16
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H19
平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	H23
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	H25
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H26

電源別発電電力量の構成比(2013年度)

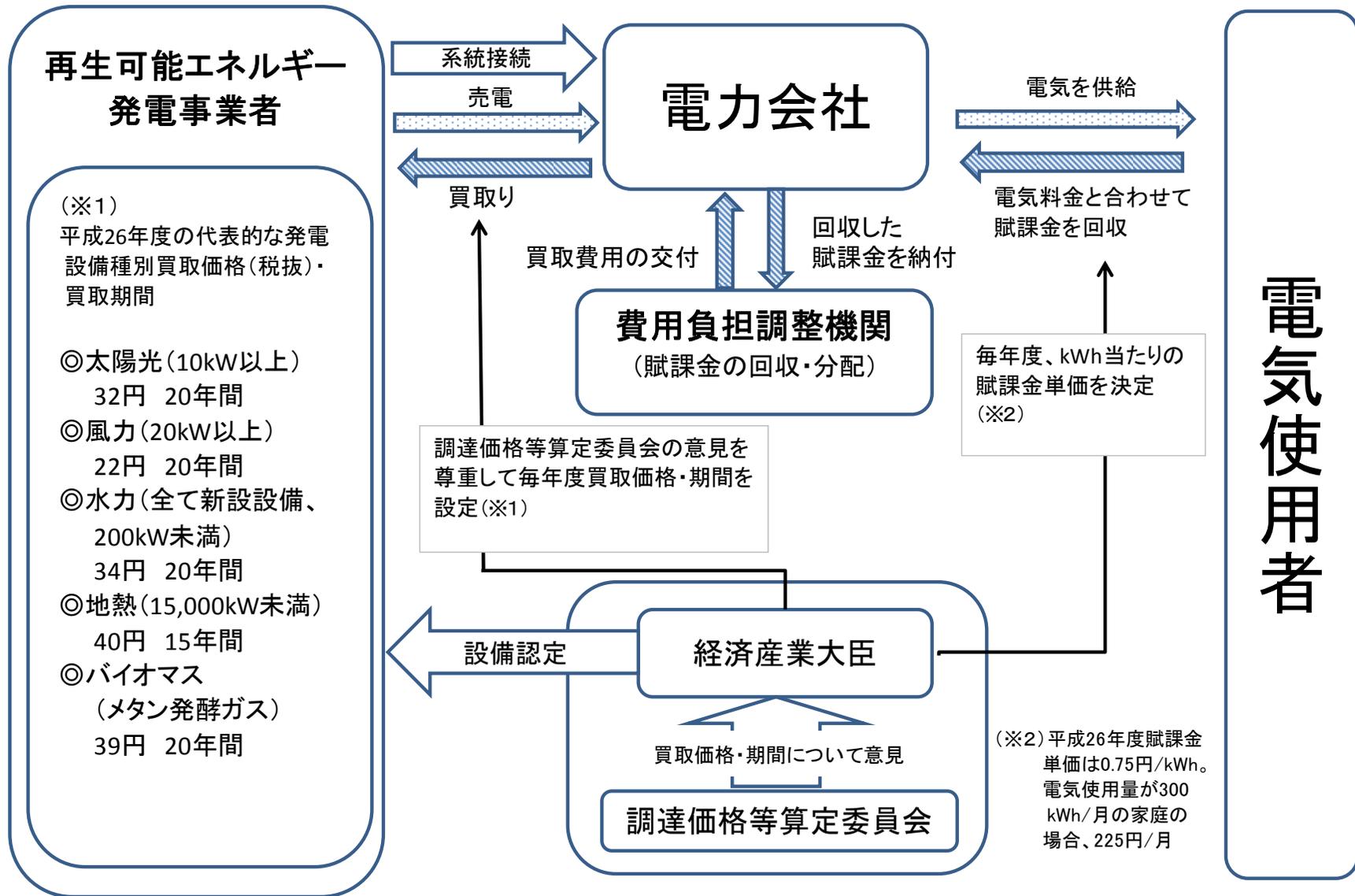


<参考>

「エネルギー基本計画」(2014年4月11日閣議決定)において、再生可能エネルギー等の割合は、これまでに示された水準(2020年の発電電力量のうちの13.5%、2030年の発電電力量のうちの約2割)を更に上回る水準の導入を目指すとされた。

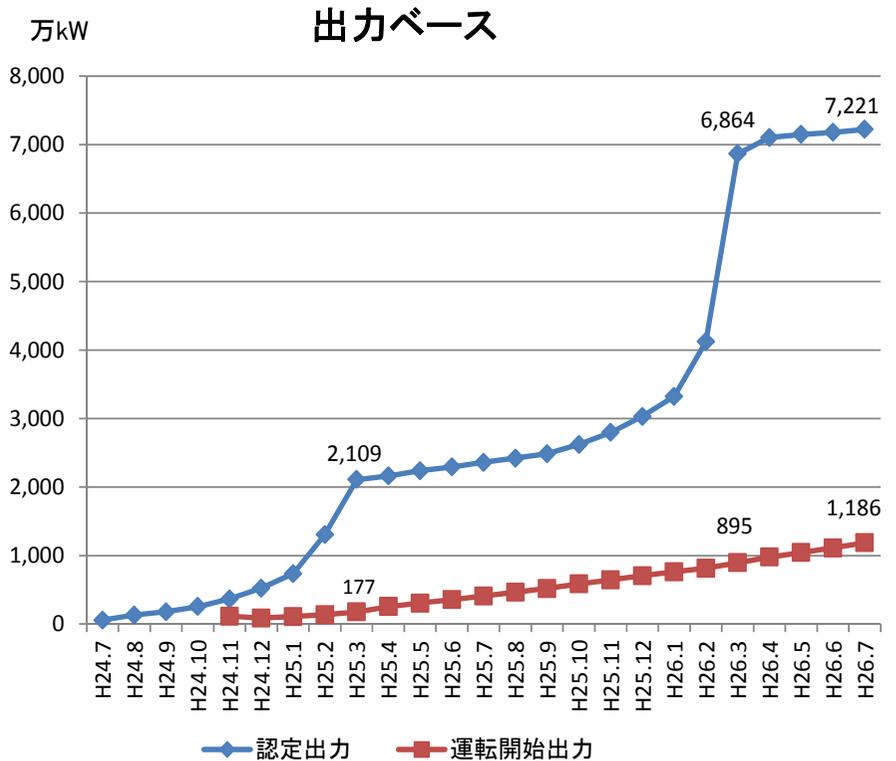
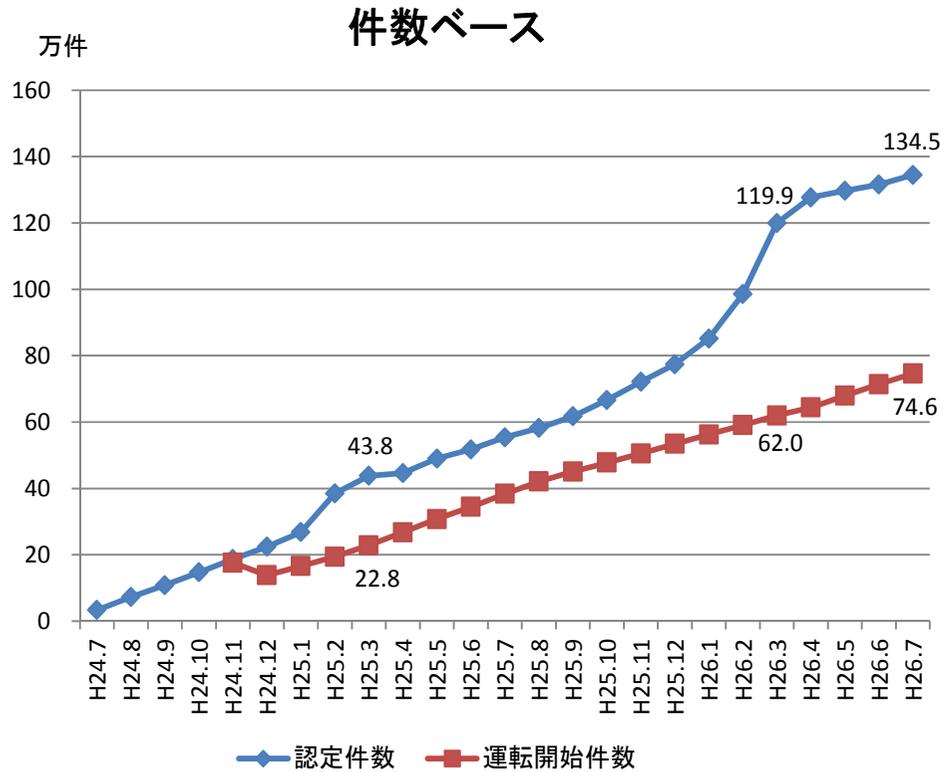
(注) 電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」(2014年5月23日公表)に基づき当省が作成した。

固定価格買取制度の仕組み



(注) 経済産業省等の資料に基づき当省が作成した。

設備認定と運転開始状況について



(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

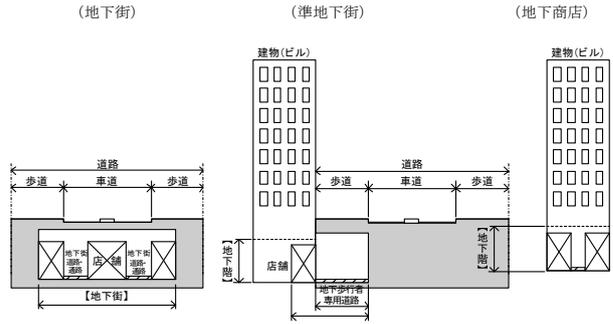
地下街について

【地下街とは】

公共の用に供される地下歩道(地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む)と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設(地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。)であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場(土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。)の区域に係るものとする。

ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これに類する施設が、駅務室、機械室等もっぱら公共施設の管理運営のためのもの、単独のもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

また、公共用地内の公共地下歩道に面して、民有地内に店舗等を設ける形態があるが、そのような地下街類似の形態(いわゆる「準地下街」)は、本調査の対象外とする。(国土交通省都市局調べにおける地下街の定義)



地下街、準地下街及び地下商店の関係

【全国地下街一覧】

地下街名	都市名	開業年月	地下街名	都市名	開業年月
1 大通地下街(オーロラタウン)	札幌市	S:46:11	40 ミヤコ地下街	名古屋市	S:38:9
2 札幌駅前通地下街(ポールタウン)	札幌市	S:46:11	41 伏見地下街	名古屋市	S:32:11
3 札幌駅南口広場地下街(アピア)	札幌市	S:33:7	42 サカエチカ	名古屋市	S:44:11
4 めんこい横丁	盛岡市	S:44:11	43 セントラルパーク地下街	名古屋市	S:53:11
5 八重洲地下街	中央区	S:40:6	44 地下鉄栄北地下街(森の地下街)	名古屋市	S:53:11
6 三原橋地下街	中央区	S:27:12	45 地下鉄栄東地下街(森の地下街)	名古屋市	S:44:9
7 須田町地下鉄ストア	千代田区	S:7:4	46 地下鉄栄地下街(森の地下街)	名古屋市	S:32:11
8 新橋駅東口地下街(ウイング新橋)	港区	S:47:6	47 地下鉄栄中・南地下街(森の地下街)	名古屋市	S:40:9
9 渋谷地下街	渋谷区	S:32:12	48 地下鉄千種地下街	名古屋市	S:35:6
10 浅草地下街	台東区	S:30:1	49 地下鉄今池地下街	名古屋市	S:35:6
11 新宿駅東口地下街(ルミネエスト)	新宿区	S:39:5	50 地下鉄覚王山駅構内売店	名古屋市	S:38:4
12 新宿駅西口地下街(小田急エース)	新宿区	S:41:11	51 地下鉄東山公園駅構内売店	名古屋市	S:38:4
13 新宿歌舞伎町地下街(新宿サブナード)	新宿区	S:48:9	52 地下鉄上前津地下街	名古屋市	S:52:12
14 新宿南口地下街(京王モール)	新宿区	S:51:3	53 地下鉄金山地下街	名古屋市	S:42:3
15 池袋東口地下街(池袋ショッピングパーク)	豊島区	S:39:9	54 京都駅北口広場地下街(ポルタ)	京都市	S:55:11
16 池袋西口地下街(池袋東武ホープセンター)	豊島区	S:44:4	55 御池地下街(ゼスト御池)	京都市	H:9:10
17 地下鉄銀座線地下店舗	中央区	S:32:12	56 ホワイティうめだ	大阪市	S:38:11
18 吉祥寺駅地下街	武蔵野市	S:45:11 S:44:12	57 ドージマ地下センター	大阪市	S:41:7
19 京王モールアネックス	新宿区	H:17:10	58 中之島地下街	大阪市	S:40:10
20 エチカ表参道	港区	H:17:12	59 なんばウォーク	大阪市	S:45:3
21 エチカ池袋	豊島区	H:21:3	60 NAMBAなんなん	大阪市	S:32:12
22 川崎駅東口広場地下街(アゼリア)	川崎市	S:61:10	61 あべちか	大阪市	S:43:11
23 横浜駅東口地下街(ポルタ)	横浜市	S:55:11	62 大阪駅前ダイヤモンド地下街(ディアモール大阪)	大阪市	H:7:10
24 ダイヤモンド地下街(ザ・ダイヤモンド)	横浜市	S:39:12	63 長堀地下街(クリスタ長堀)	大阪市	H:9:5
25 横浜中央地下街(マリナード)	横浜市	S:52:10	64 さんちか	神戸市	S:40:10
26 新相鉄ビルDブロック	横浜市	S:49:3	65 メトロこうべ	神戸市	S:43:9
27 桜木町ゴールデンセンター	横浜市	S:43:5	66 デュオこうべ山の手	神戸市	S:49:10
28 小田原地下街施設	小田原市	S:51:11	67 デュオこうべ浜の手	神戸市	H:4:9
29 西堀ローサ	新潟市	S:51:10	68 名店街	姫路市	S:34:11
30 高岡駅前地下街	高岡市	S:45:7	69 駅東ビル地下ゴールド街	姫路市	S:49:12
31 蒲郡北駅前地下街	蒲都市	S:42:6	70 岡山一番街	岡山市	S:49:8
32 新幹線地下街エスカ	名古屋市	S:46:12	71 岡山三番街	岡山市	S:34:12
33 テルミナ地下街	名古屋市	S:51:11	72 中之町地下街	岡山市	S:48:11
34 ユニモール	名古屋市	S:45:11	73 広島紙屋町地下街(シャレオ)	広島市	H:13:4
35 大名古屋ビル地下街(ダイナード)	名古屋市	S:38:3	74 松山市駅前地下街	松山市	S:46:4
36 地下鉄名古屋駅地下街(メイチカ)	名古屋市	S:32:11	75 天神地下街	福岡市	S:51:9 H:17:2
37 名古屋地下街(サンロード)	名古屋市	S:32:3	76 博多駅地下街	福岡市	S:39:11
38 名古屋近鉄ビル地下街	名古屋市	S:41:11	77 博多駅地下街(ステーションビル)	福岡市	S:39:11
39 新名フード地下街	名古屋市	S:32:7	78 博多駅新地下街	福岡市	H:23:3

※地下街としては、現在、閉鎖あるいは閉鎖予定のものを含む。

国土交通省都市局調べ(H25.3)

① 地下街、地下駅等における浸水被害の発生事例

発生年月	発生地域	発生原因	概要
平成 11 年 6 月	福岡県 福岡市	福岡水害	福岡市を貫通する御笠川の氾濫等による大量の水が博多駅周辺の地下街や地下鉄、ビルの地下室などに流れ込み、地下室に閉じ込められた 1 人が死亡
平成 12 年 9 月	愛知県 名古屋市	東海豪雨	内水氾濫により名古屋市の地下鉄が浸水し、最大 2 日間運転を停止し、約 47 万人の足に影響
平成 15 年 7 月	福岡県 福岡市	福岡水害	御笠川の氾濫により地下鉄などの地下空間が浸水
平成 16 年 10 月	東京都 港区	台風 22 号	古川の氾濫により地下鉄麻布十番駅の地下 3 階ホームが浸水
平成 25 年 9 月	京都府 京都市	台風 18 号	安祥寺川の氾濫水が京都市営地下鉄に流入し、御陵駅が浸水。4 日間運休
平成 25 年 10 月	東京都 世田谷区	台風 26 号	小田急電鉄下北沢駅の地下構内が浸水

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

② 地下街等における火災の発生状況（平成 21 年度～24 年度）

年度	出火件数（件）	建物焼損未面積(m ²)	死者数
平成 21 年度	6	0	0
22 年度	1	0	0
23 年度	5	1	0
24 年度	5	0	0
合計	17	1	0

(注) 総務省（消防庁）の資料に基づき当省が作成した。

法令等における業務継続計画の策定等に係る規定

災害対策基本法
(S36年法律第223号)

防災基本計画 (H26.1 中央防災会議)
・ 国は業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る

首都直下地震対策
特別措置法
(H25年法律第88号)

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3.28 閣議決定)
・ 各府省等は業務継続計画を作成
- 政府業務継続計画(首都直下地震対策) (H26.3.28 閣議決定)
・ 各府省等は業務継続計画を作成
・ 各府省等は参集要員の1週間分、それ以外の職員の3日分の食料、飲料水等を備蓄

南海トラフ法
(H14年法律第92号)
※H25.11に東南海・南海法を改正

南海トラフ地震防
災対策推進基本
計画 (H26.3 中
央防災会議)
・ 国は業務継続
計画を策定し、
業務継続性を確
保

大規模地震
防災・減災
対策大綱
(H26.3 中央
防災会議)
・ 国は業務
継続計画を
策定し、業務
継続性を確
保

帰宅困難者の受入れに係る規定

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保について

- 防災基本計画 (H26.1 中央防災会議)
・ 国は滞在場所の確保等を推進
- 大規模地震防災・減災対策大綱 (H26.3 中央防災会議)
・ 国は一時滞在施設の確保等を進める

帰宅困難者の受入れについて

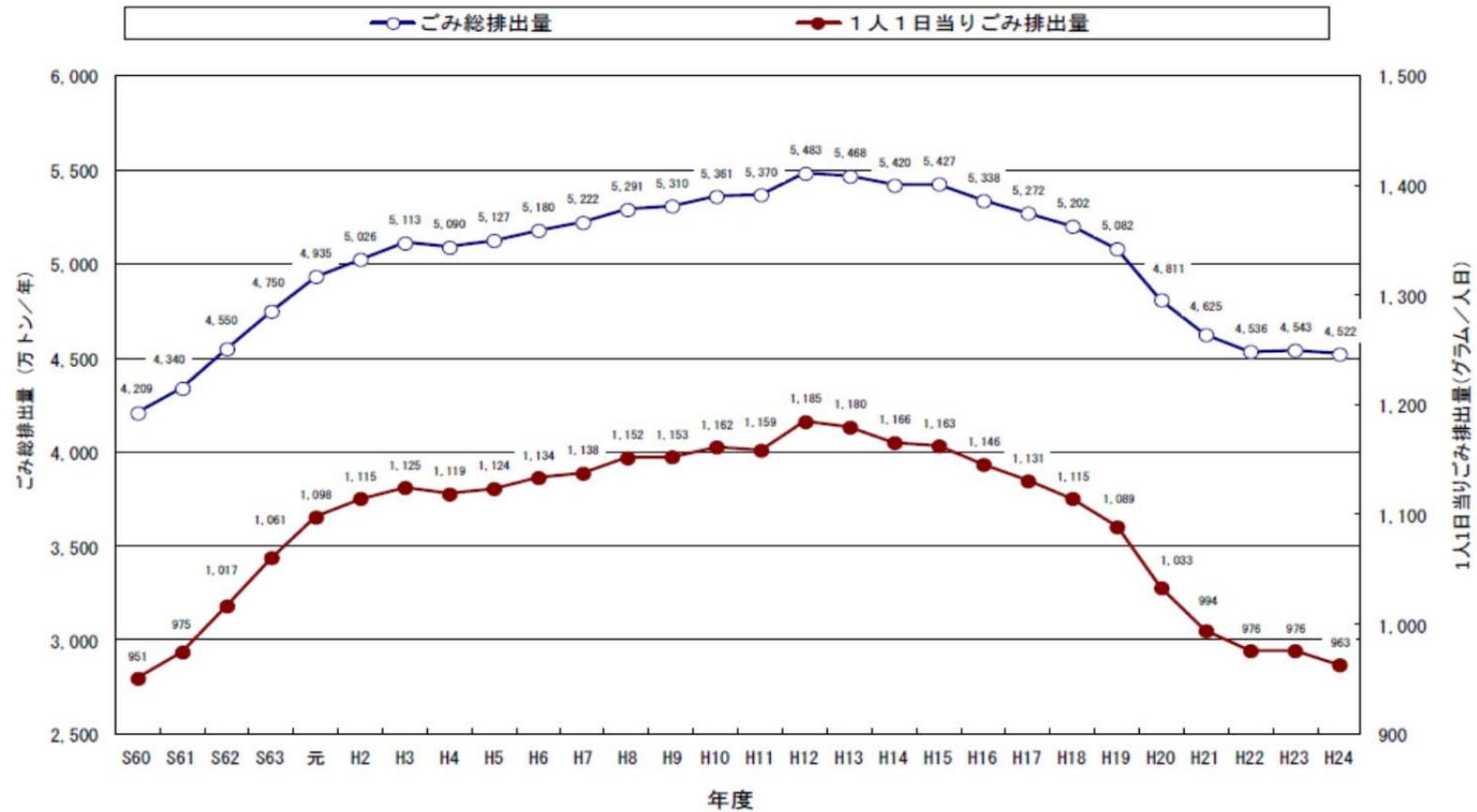
- 政府業務継続計画(首都直下地震対策) (H26.3.28 閣議決定)
・ 各府省等は、非常時優先業務等の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れ、業務継続計画において、受入可能な人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定める
- 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン (H24.9.10 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)
・ 国が所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に帰宅困難者を受け入れる

帰宅困難者の受入れに関するマニュアル等の作成

- 官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項 (H24.1 国交省大臣官房官庁営繕部)
・ 官庁施設で帰宅困難者を受け入れる場合の速やかな対応を可能とするため、事前に対応マニュアル作成を検討しておくことが望ましい
- 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第2次) (H24.5.29 首都直下地震対策局長級会議申合せ)
・ 庁舎管理を行う府省庁においては、帰宅困難者等の円滑な受入れに向けて、受入・滞在場所や誘導體制等について、マニュアルを作成する等、あらかじめ定めておく
- 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン
・ 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成。これらに、受入場所、受入定員、運営要員の確保等を定めておくことが必要

(注) 関係法令等に基づき当省が作成した。

(ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移)

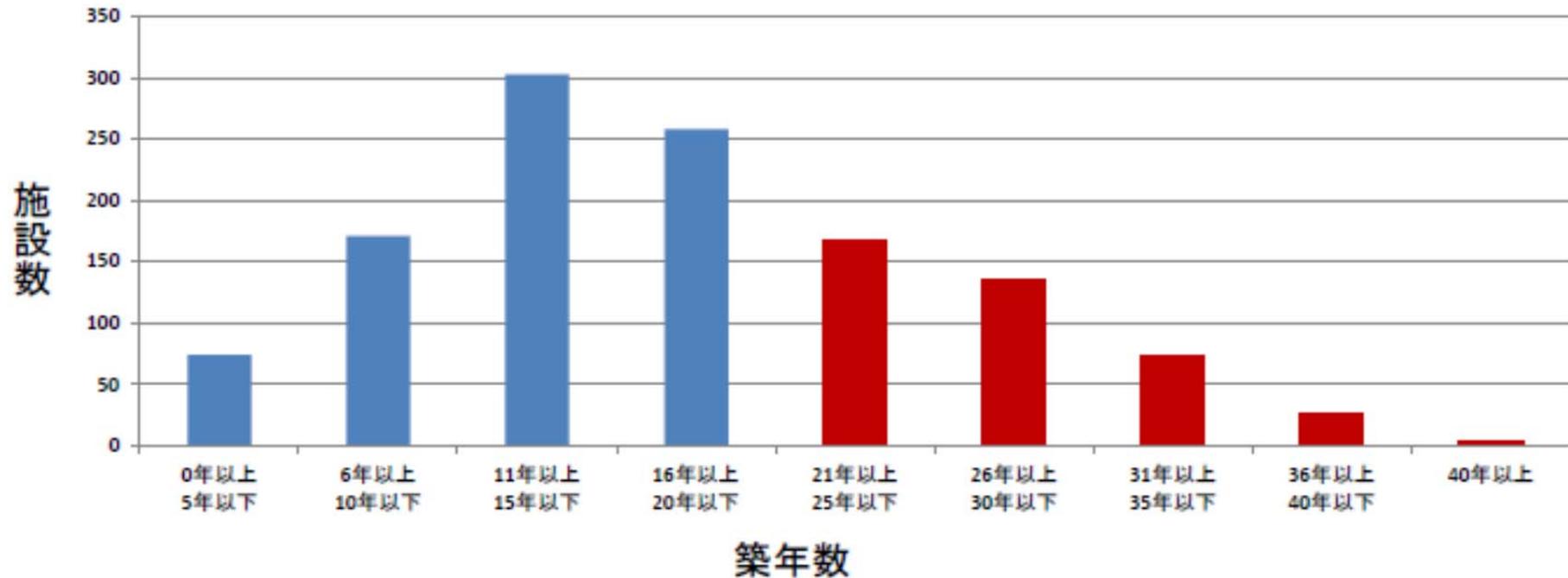


注)・平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量)」と同様とした。
 ・1人1日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。なお、平成24年度の総人口には、外国人人口を含んでいる。

※「日本の廃棄物処理 平成24年度版」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)から抜粋した。

(施設整備の状況〈焼却施設〉)

市町村の廃棄物焼却施設の築年数ごとの分布



平成24年度末時点で
廃棄物焼却施設1221施設の内、
築年数30年を超える施設が103施設
築年数40年を超える施設が4施設



一般的な耐用年数20年を大幅に超える施設が多数あることから、適切なタイミングで老朽化した施設の更新・改良を進める必要がある。

※「中央環境審議会循環型社会部会（第1回）」資料から抜粋した。